

令和7年度に学校体育施設開放に新規登録を希望する団体の皆様へ

東浦町は、より多くの住民の皆様にはスポーツを楽しんでいただけるよう学校の体育施設を開放しています。

令和7年度の登録の時期となりましたので、下記の注意事項を熟読したうえで、利用についてご相談ください。

なお、新規登録団体は初回の利用許可期間は**原則3か月間**になります。その後の利用状況を判断して継続を許可していきます。

記

1 必要書類

- (1) 様式1 「開放施設利用団体登録申請書」 1部
- (2) 様式2 「開放施設利用団体登録者名簿」 1部
- (3) 様式6 「開放施設利用計画書」 1部
- (4) 傷害保険の保険加入に関する写し

※保険加入に関する写しのご提出につきましては、別途ご案内いたしますので、下記期限までにご提出いただく必要はございません。

2 提出期限 2025年1月27日（月）17時15分まで 締切厳守

3 提出方法

- (1) 東浦町ホームページから申請書等をダウンロードし作成。

検索

- (2) Eメールで以下のアドレスに申請書を提出。

sports@town.aichi-higashiura.lg.jp

※メールの件名は「新規・学校開放」とし、併せて「団体名」も記載してください。（件名例→新規・学校開放 ○○クラブ）

※提出者と責任者が違う場合は、その旨をメール本文に記載してください。

※メールで提出できない場合は印刷した提出書類をスポーツ課へ直接ご提出ください。

- (3) スポーツ課から受領確認の返信メールが届くか確認する。

※スポーツ課でメールを受信後、原則3営業日以内に返信します。

4 申請上の注意事項

- (1) 令和7年度の役員（成人）及びメンバーを記入すること。

※予定でも構いません。

(2) 登録及び利用条件

ア 年間を通じて定期的に活動ができること。

イ 常時10名以上で活動できる団体で、かつ東浦町在住・在勤・在学者が8割以上いること。※登録者以外の方、未成年者のみの利用はできません。

ウ 傷害保険（個人・団体は問いません）に加入していること。

※学校開放利用時は、町のふれあい制度の適用になりません。

※施設確保及び営利目的での利用は認めません。

(3) 活動場所などの調整について

他の団体と活動場所・時間と重なる場合は、別途ご相談させていただく場合があります。

5 その他

電話でお問い合わせいただく場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。（メールでお問い合わせいただいても構いません。）

<問合せ先>

〒470-2104

知多郡東浦町大字生路字狭間 80 番地

（メディアス体育館ひがしうら 内）

東浦町教育委員会 スポーツ課

電話：0562-83-8333